

自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく開示事項一覧

自己資本の構成に関する開示事項	52～53
定量的な開示事項	
(連結情報)	
一.その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額	54
二.自己資本の充実度に関する事項	54～55
三.信用リスクに関する事項	56～65
四.信用リスク削減手法に関する事項	65
五.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	66
六.証券化エクスポートジャーマーに関する事項	66
七.CVAリスクに関する事項	66
八.出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する事項	67
九.リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポートジャーマーの区分ごとの額	67
十.金利リスクに関する事項	68
十一.内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項	68
(単体情報)	
一.自己資本の充実度に関する事項	69～70
二.信用リスクに関する事項	71～80
三.信用リスク削減手法に関する事項	80
四.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	81
五.証券化エクスポートジャーマーに関する事項	81
六.CVAリスクに関する事項	81
七.出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する事項	82
八.リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポートジャーマーの区分ごとの額	82
九.金利リスクに関する事項	83
十.内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項	83